

健康増進課からのお知らせ

令和3年度 住民健診

※完全予約制※**健診は、体の異常や病気などの「早期発見・早期治療」を目的に実施しています。**

「忙しいから」「何の症状もないから」「元気だから」と健診を受けずにいると、病気や異常を見逃してしまう可能性があります。この機会を逃さず、ぜひ健診を受けましょう。

申込期間	8月17日(火) ～ 8月31日(火)
申込方法	電話もしくは市ホームページからお申し込みください。 0291-34-6200 (行方市保健センター) 午前9時30分から午後5時まで (土日、祝日は除く) 市ホームページ用 QR コード  ※市ホームページからのお申し込みは、午前9時30分から午後5時以外の時間帯でも可能です。 ※市ホームページからお申し込みの場合、記入漏れがありますと予約がとれない場合がございます。

※ 各日程、定員になり次第メ切とさせていただきます。

《住民健診日程・場所》

日にち	場所	日にち	場所	日にち	場所
10月20日(水)	太田地区館	11月15日(月)	手賀地区 学習センター	11月24日(水)	行方市 保健センター (旧北浦 保健センター)
10月21日(木)	西浦地区 学習センター	11月16日(火)	羽生地区 学習センター	11月25日(木)	
10月22日(金) ★	麻生公民館	11月17日(水)	榎本地区農民 研修センター	11月26日(金)	
10月23日(土)		11月18日(木)	玉造公民館	11月27日(土)	
		11月19日(金)	地域包括 支援センター (旧玉造 保健センター)		
		11月20日(土)			

★ 10月22日(金):視力・聴力セット検査実施日

《受付時間》

午前 9 時 30 分～11 時 / 午後 1 時～2 時 30 分

※申込時、受付時間の指定はできません。

※健診受診日の 2～3 週間前に受付時間を記載した受診票を郵送いたします。

《受診項目》

項 目		対 象	個人負担金	内 容
① 基本健診	生活習慣病予防健診	19～39 歳	1,000 円	問診・身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査(脂質・肝機能・血糖値)・心電図・眼底検査・貧血検査・尿酸・クレアチニン・eGFR
	特定健康診査	40～75 歳誕生日前で国民健康保険加入者・社会保険扶養の方※1	1,000 円 (40・45・50・55・70 歳以上は無料)	上記+腹囲測定
	高齢者健康診査	75 歳以上	無料	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査 ※心電図・眼底検査・貧血検査を追加できます。(別途料金)
②肺がん検診		19歳以上	無料	胸部X線検査
③大腸がん検診		40歳以上	500 円	2 日間採便検査
④前立腺がん検診		50～74歳の男性	500 円	血液検査
⑤肝炎ウイルス検査		40歳以上の未検者	1,000 円 (40・45・50・55・60 歳は無料)	血液検査

※1…社会保険扶養の方は当日「健康保険証」と「特定健康診査受診券」の提示が必要です。

《土浦協同病院なめがた地域医療センターによる健診会場への出張検査》

検査項目	対象者	個人負担金	場所	実施期間
視力・聴力セット検査	19～60 歳	2,000 円	麻生公民館	10 月 22 日(金)、1 月 14 日(金)

～ 次回以降の健康診査の予定 ～

① 1 月総合健診

麻生公民館	地域包括支援センター	行方市保健センター
令和4年1月14日(金)、15日(土)	令和4年1月21日(金)、22日(土)	令和4年1月24日(月)

※1月総合健診の申込は11月頃を予定しております。

※基本健診、肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・腹部超音波検診、肝炎ウイルス検査実施。

② 2 月追加健診 (胃がん検診、腹部超音波検診のみ実施)

行方市保健センター
令和4年2月5日(土)、6日(日)



国民健康保険証をお持ちの方へ 医療機関健診のご案内

- 特定健康診査の医療機関健診 … 県内の医療機関で受診可能
- 人間ドック等 … 契約している医療機関で受診可能

※ 医療機関での健診をご希望の方は、国保年金課へご連絡ください。

行方市 国保年金課 TEL 0299-55-0111(玉造庁舎)

01

選挙のお知らせ①

【問い合わせ】

選挙管理委員会（麻生庁舎・総務課内）
☎0299-72-0811**投票日 令和3年9月5日（日） 7:00～18:00**

■ 選挙の日程

【茨城県知事選挙】

告示日 令和3年8月19日（木）

【行方市長選挙】

告示日 令和3年8月29日（日）

立候補受け付け

▶日時 令和3年8月29日（日） 8:30～17:00

▶場所 麻生庁舎 別棟 A・B 会議室（麻生庁舎隣）で行います。

立候補予定者説明会

▶日時 令和3年8月4日（水） 14:00～

▶場所 麻生庁舎 別棟 A・B 会議室（麻生庁舎隣）で行います。

事前審査

▶日時 令和3年8月24日（火） 9:00～12:00

▶場所 麻生庁舎 別棟 A・B 会議室（麻生庁舎隣）で行います。

■ 投票できる人

平成15年9月6日以前に生まれた日本国民で、令和3年9月1日において引き続き3カ月以上行方市の住民基本台帳に記録されている方

【転出・転入した場合の取り扱い】

▶茨城県知事選挙

県内の市町村へ転出された方は、現住所の市町村長または行方市長が発行する住所証明書を添付の上投票できますが、県外へ転出した場合は、投票できません。6月2日以降に県内の市町村から転入の届出をされた方は、住所証明書を添付の上、従前の市町村での投票をお願いします。

▶行方市長選挙

投票日までに転出された方および6月2日以降に転入の届出をされた方は、投票できません。

■ 投票所入場券

投票所の入場券を郵送します。ご本人の分を切り離して指定の投票所に持参してください。届いていない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、その旨を受け付けに申し出てください。（本人を確認する書類を提示していただく場合もあります）

■ 期日前投票

投票日に、仕事や外出、入院などで投票所に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。場所は、行方市役所各庁舎（麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第4会議室／玉造庁舎ロビー）です。入場券を持参してください。（届いている場合）

※選挙によって期間が異なりますので、ご注意ください。なお、5月19日から6月1日までに転入された方の期日前・不在者投票の期間も下記と異なりますので詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

【茨城県知事選挙】

▶期間 8月20日（金）から9月4日（土）までの 8:30～20:00

【行方市長選挙】

▶期間 8月30日（月）から9月4日（土）までの 8:30～20:00

02

選挙のお知らせ②

【問い合わせ】

選挙管理委員会（麻生庁舎・総務課内）
☎0299-72-0811

■ 不在者投票

投票所に行けない方は、不在者投票をご利用ください。

※不在者投票は、郵送によるやり取りとなりますので日数を要します。お早めのご相談をお願いします。

1 滞在地での不在者投票

仕事等で市外に滞在中の方は、行方市への投票用紙請求・受領後に滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

2 指定施設における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中の場合、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは、各施設でご確認ください。

3 郵便等による不在者投票

身体に一定の重度の障害を有する方や要介護（要介護状態区分：「要介護5」）の方は、郵便等による不在者投票制度があります。この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となり、この証明書をお持ちでない方や有効期限が切れている方は、事前に選挙管理委員会への申請が必要ですので、お早めに選挙管理委員会へご相談ください。また、この証明書を所持している方の投票用紙請求期限は、9月1日（水）までとなりますのでご注意ください。

■ 開票

▶日時 9月5日（日） 20:00～

▶場所 北浦中学校体育館

▶臨時電話 0291-35-3866

※選挙結果については、市のホームページ上でもお知らせします。

■ 新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止に取り組んだ上で選挙を実施します。

投票所の混雑緩和のため、期日前投票のご利用もお願いします。

【選挙管理委員会が実施する感染症対策】

- ・投票所、期日前投票所には、アルコール消毒液を設置します。
- ・投票管理者、投票立会人、投票所スタッフは、マスクを着用します。
- ・投票所内は、扉や窓の常時開放または定期的な換気を実施します。
- ・記載台、鉛筆等の不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を実施します。

【有権者の皆さまへのお願いに関する事項】

- ・投票の際はマスクの着用をお願いします。
- ・来場前、帰宅後の手洗い等の対策をお願いします。
- ・投票所では、有権者が持参した鉛筆を使用できます。
- ・周りの方との距離の確保にご協力をお願いします。

■ 特定患者等の特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。濃厚接触者の方は、投票所等において投票できます。

詳しくは、総務省のホームページを確認し、不明な点は選挙管理委員会にお問い合わせください。

総務省

特例郵便等投票制度

周知ホームページ▶



03

職員採用試験のお知らせ

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

令和4年4月採用 行方市職員採用試験（後期）を実施します

【試験区分・採用予定人数・受験資格】（学歴区分：A 大学卒等 B 短大・高校卒等）

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務 A	5 人程度	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和4年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務 B		平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人または令和4年3月31日までに卒業見込みの人
社会福祉士 A・B	1 人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を取得した人または令和4年3月31日までに取得見込みの人

※上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日・試験会場】

区 分	期 日	会 場	内 容
第1次試験	10月17日（日）	北浦公民館（行方市山田 2175）	教養試験（論文・作文を含む） 職場適応性検査
第2次試験	第1次試験合格者へ通知します。	第1次試験合格者へ通知します。	集団討論 面接試験

【受付期間】

8月2日（月）9:00～8月31日（火）17:00



◀行方市の公式 HP へ
アクセスできます。

【申し込み手続き】

市ホームページで申し込み方法および注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。

申し込み方法および注意点の確認【採用試験等情報ページ内】

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/> ※スマートフォンからの申し込みも可能です。

原則、インターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、**8月20日（金）**までにお問い合わせください。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

- (1) 今後の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の日程および会場等について変更を行う場合があります。その場合は、市ホームページ等で随時お知らせしますので、試験前に確認してください。
- (2) 試験当日は、感染予防のため以下の点に留意のうえ受験してください。
次に該当する方は他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を控えるようお願いします。
ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し治療していない方
イ 保健所から「濃厚接触者」として健康観察の指示を受けている方
ウ 試験当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方
- (3) 感染予防のため、必ずマスクを持参・着用するとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。
- (4) 試験室は換気のため、試験中も適宜窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

04

国保年金保険料のお知らせ

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎0299-55-0111

■ 国民年金保険料の免除期間・猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

■ 国民年金保険料の臨時特例措置が延長されました。

【対象期間】

令和3年7月分から令和4年6月分まで

※令和元年度分、2年度分についても適用になります。

【必要な書類】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書

※申請書は、国保年金課または日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

国民年金第1号被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予の申請手続きが、令和2年度に引き続き令和3年度についても延長されます。

令和3年度免除・納付猶予申請の受付開始日は、令和3年7月1日（木）です。なお、申請書は必要な添付書類とともに、市役所または年金事務所へ郵送してください。

※申請書等を直接提出することも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きにご協力ください。

05

行方市子育て世帯応援給付金と
児童扶養手当のお知らせ

【問い合わせ】
こども福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
FAX 0299-36-2610

■ 児童手当を受給している公務員の方へ 行方市子育て世帯応援給付金の申請を忘れていませんか

上記の申請期限は**8月31日（火）**です。
該当する公務員の方は、忘れずに申請してください。

【給付金の対象となる方】

対象児童に係る令和3年4月分の児童手当を受給していて、令和3年4月1日時点で行方市に住所があった方

※特例給付（所得制限超過により、児童1人あたり月額5,000円の児童手当を受給している方）も支給対象となります。

【対象児童】

児童手当の令和3年4月分の対象となる児童（平成18年4月2日から令和3年3月31日までに生まれた子ども）

【給付額】

対象児童1人につき**10,000円**を支給します。
令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方には、対象児童1人につき5,000円を追加で支給します。

【給付金の受給手続きについて】

下記の必要書類を窓口にご提出ください。
認定後、随時指定口座に振り込みます。

【必要書類】

- ・行方市子育て世帯応援給付金申請書（請求書）【公務員】
- ・請求者名義の口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ・公務員であることが分かる身分確認書類（共済組合員証、身分証明書の写し等）

■ 児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当の現況届の受け付けを次の期間で行います。

この現況届は、毎年1回、児童扶養手当の受給資格を有している全ての方にご提出いただくものです。現況届が未提出の場合、11月分（1月支給分）以降の手当の判定を行うことができず、支給することができませんのでご注意ください。なお、ご案内の通知は、8月中旬の発送を予定しています。

通知を確認の上、現況届および必要な関係書類のご提出をお願いします。

【集中受付期間】

8月16日（月）～8月31日（火） ※土・日曜日を除く
8:30～12:00、13:00～17:15

【受付窓口】

こども福祉課（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

※下記期間については、**こども福祉課（玉造庁舎）のみ**受付時間を**20:00**まで延長します。

8月27日（金）、30日（月）、31日（火）

※児童扶養手当は、毎年、本人の所得、扶養義務者の所得、事実婚の有無、年金受給の状況、その他から判断しています。以前、該当にならなくても今年度は該当になることもあります。児童扶養手当を請求されていない方で、該当すると思われる方はお問い合わせください。

06

特別児童扶養手当と
特別障害者手当等のお知らせ

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

FAX 0299-55-0110

■ 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届のお知らせ

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出いただいた現況届により、所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格を確認します。

なお、現況届が提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

【日時】

8月12日（木）～8月31日（火） ※土・日曜日を除く

8:30～12:00、13:00～17:15

※仕事のご都合により、上記日時で手続きができない方は、以下の日時にて受け付けます。

8月30日（月） 8:30～20:00（玉造庁舎のみ）

【提出先】 社会福祉課障害福祉グループ（玉造庁舎1階）、麻生総合窓口室（麻生庁舎1階）、北浦総合窓口室（北浦庁舎1階）

07

沿道樹木等の適正管理のお願い

【問い合わせ】

道路維持課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

■ 道路上に張り出している樹木等の伐採・せん定のお願い

沿道樹木等の管理が適正にされていないと、道路や歩道に張り出した枝への接触、枯れ枝の落下、道路への倒木などにより、歩行者や自動車の通行に支障となることがあります。

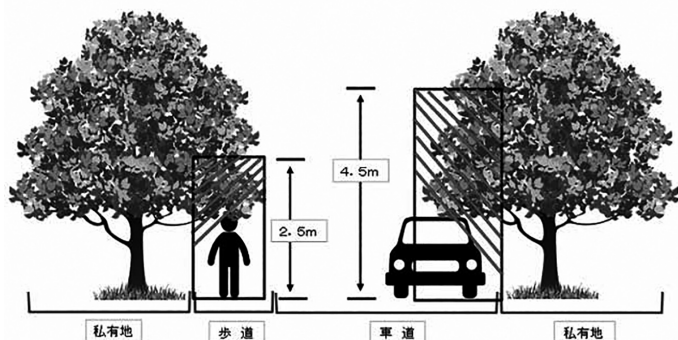
これらが原因で歩行者や自動車等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、沿道樹木等の適正な管理をお願いします。なお、風雨等により**建築限界**を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として道路管理者においてせん定または伐採し、道路の交通安全確保を行いますので、ご理解をお願いします。

【建築限界】

道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

※樹木等を伐採・せん定いただく場合には、次のことにご注意ください。

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業にあたっては、作業の安全確保、通行車両、歩行者、自転車等への安全確保に十分配慮してください。



08

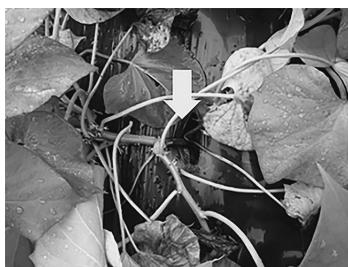
サツマイモ基腐病・みどり整備
推進事業のお知らせ

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ サツマイモ基腐病の発生
（県内初）

県内に出荷されたサツマイモ基腐病に感染した可能性がある切り苗について、販売先や栽培ほ場を追跡したところ、6月29日に県南地域で農業体験を目的に栽培しているサツマイモ畑において、本病の発生が確認されました。

本病のまん延防止のためには、早期発見と速やかな防除対策を徹底することが必要ですので、**サツマイモが畑で枯れている、株元の茎が黒くなっている**などの本病の症状が疑われる場合は、鹿行農林事務所経営・普及部門（0291-33-6192）行方地域農業改良普及センター（0299-72-0256）に連絡をお願いします。



◀写真は生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より転載

■ 令和3年度身近なみどり
整備推進事業の募集

市では、茨城県の「森林湖沼環境税」を活用し、生活に身近な平地林・里山林の整備・保全を推進しています。

お近くに、手入れの必要な山林などがありましたら、ご相談ください。

【事業の対象条件】

- ① 民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ② 市と森林所有者等において、10年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定が締結されることが確実な区域
- ③ 区域面積がおおむね0.05ha～1ha

【整備の例】

- ・平地林・里山林の整理伐等整備
- ・有害鳥獣（イノシシ）対策としての里山林整備等

【申請期間】

8月31日（火）まで

09

事業者の方へ一時金のお知らせ

【問い合わせ】
商工観光課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111
県相談窓口
☎ 029-301-5558

■ 茨城県から対象となる事業者の方へ一時金が支給されます

茨城県からの営業時間短縮要請および外出自粛要請の影響を受け、売上が大きく減少した事業者へ一時金が支給されます。

【支給対象】

以下のいずれかに該当する中小企業および個人事業者

- ① 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
例）飲食料品卸売業、おしぼりなどの供給者など
- ② 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者
例）イベント業、小売業、宿泊業、旅客運送業、理・美容業など

※1～2月分の一時金を受給した方も対象です。

※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です。

【申請方法】

- ・電子申請（県のホームページからアクセス）
- ・書面申請（簡易書留などで郵送）

【主な要件】

- ・茨城県内に本店または主たる事業所があること
- ・2021年4月～6月のいずれかの月の売上が、前年（または前々年）同月比で**30%**以上減少していること

※白色申告の個人事業者は、前年（または前々年）の月平均の売上と比較してください。

【支給額】 1事業者あたり一律**20万円**
（1回限り）

【申請期間】 8月31日（火）まで
※当日消印有効

詳細はこちらから→



10

お盆時期のごみ収集のお知らせ

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111
環境美化センター
☎ 0299-72-1853

■ 8月13日（金）から15日（日）までのごみの収集

お盆前後は、環境美化センターが大変混み合います。ごみの持ち込みは、早めをお願いします。

また、13日（金）～15日（日）は環境美化センター休業日となるため、ごみの持ち込みはできません。

8月13日（金）	玉造地区の燃えるごみ・資源ごみ収集日 環境美化センター休業日
8月14日（土）	北浦地区の燃えるごみ・資源ごみ収集日 紙類の資源ごみ回収日（各ストックヤードへ） 布類の資源ごみ回収日（各回収場へ） 環境美化センター休業日
8月15日（日）	紙類の資源ごみ回収日（各ストックヤードへ） 環境美化センター休業日

※ごみは収集日当日に集積所へ出すようにしてください。8:00までに集積所へ出してください。

夜間のごみ出しはやめましょう。

11

水道使用に係る開始届等
電子申請開始のお知らせ

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ 電子申請を開始しました

8月1日（日）から水道使用に係る開始届等、一部の届け出について「いばらき電子申請・届出システム」を利用した受け付けを開始します。お持ちのスマートフォンなどから、市のホームページへアクセスいただき、必要事項を入力するだけで水道の開始や休止などの届け出ができますので、ぜひご利用ください。

【利用可能な届出】

- ・水道使用開始届
- ・水道使用休止届
- ・水道使用者変更届・送付者変更届

※上記以外の届け出につきましては、引き続き届出書の提出による手続きが必要になります。直接窓口
に提出するか、郵送での提出をお願いします。また、上記届け出につきましても引き続き窓口での届
け出が可能です。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

行方の魅力発信広報番組
「なめトーク」

LuckyFM
茨城放送
FM 88.1 / 94.6 AM 1197 / 1458

IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

エフエムかしまの放送エリアは
鹿行地域でお聴きいただけます

ひろぎナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

12

市税と保険料のお知らせ①

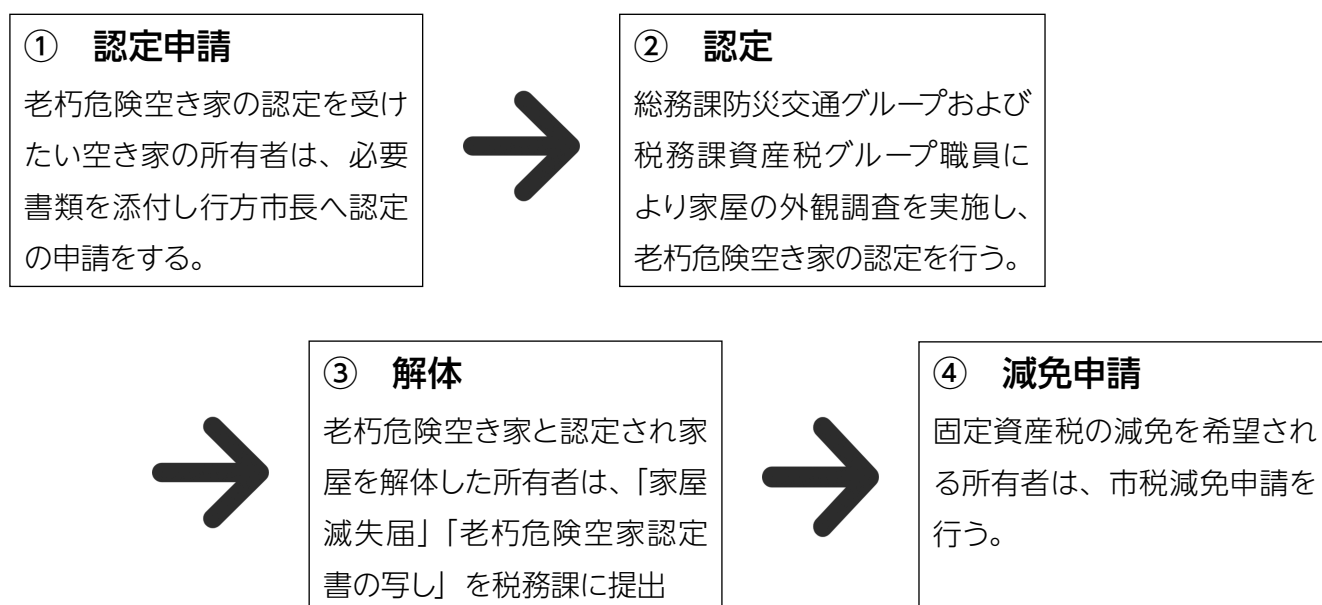
【問い合わせ】
 収納対策課（麻生庁舎）
 税務課（麻生庁舎）
 ☎ 0299-72-0811

■ 老朽危険空き家の撤去に係る固定資産税の減免措置について

人口減少、少子超高齢化等の進展により、人の住んでいない空き家は全国的に増加しています。これが適切に管理されずに老朽化し、危険な状態で放置されると、火事や犯罪の温床になったり、倒れて通行人に危害を及ぼす可能性があります。社会問題化している老朽危険空き家は、市においても増加傾向にあり、その原因の一つが「空き家を解体すると土地の固定資産税が上がる（軽減措置が解除）」という税の仕組みにあると言われています。

市では、屋敷や壁が壊れて居住できない状態にある空き家において、所有者等からの申請を基に空き家の調査を実施し、老朽危険空き家として認定します。認定された空き家を解体した後の土地に係る固定資産税に対し、減免措置を実施します。

【行方市老朽危険空き家の撤去に係る固定資産税の減免措置の流れ】



【固定資産税の軽減措置】

住宅用地の区分	適用範囲	固定資産税課税標準額
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額× 1/6
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの部分	評価額× 1/3

※賦課期日（1月1日）の前日までに家屋が滅失されていた場合、住宅用地に対する固定資産税の軽減措置は解除されます。

13

市税と保険料のお知らせ②

【問い合わせ】
収納対策課（麻生庁舎）
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

【減免額の算定】

減免額の算出については、軽減措置が解除された土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

【減免適用期間】

適用期間は減免決定初年度を含め**3**年間とする。

【問い合わせ先】

- 老朽危険空き家に関すること
総務課 防災交通グループ
- 固定資産税減免に関すること
税務課 資産税グループ

8月の市税と保険料は…
市・県民税 第2期 国民健康保険税 第2期
介護保険料 第3期 後期高齢者医療保険料 第2期
納期限（振替日）は8月31日です。

不動産公売の案内						
差押不動産の会場公売を実施します。 買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や、市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。			■公 売 日 令和3年10月6日（水） ■受 付 12時50分 開始 ■公売会場 茨城県行方合同庁舎（行方市麻生1700-6） 2階 大会議室			
売却区分番号	所在	地番	地目・種別	地積 (㎡)	見積価額 (円)	公売保証金 (円)
2021-1	行方市羽生字鳥塚	2240番	田	1,697	390,000	40,000
2021-2	行方市南高岡字聖塚 行方市南高岡字聖塚	787番1 791番	山林 宅地	325 1581.30	1,830,000	190,000
2021-3	行方市羽生字三反町	2413番	田	4,492	860,000	90,000
2021-4	行方市小貫字北谷 行方市小貫字北谷 行方市小貫字北谷	99番1 99番2 99番3	田 田 田	984 380 778	440,000	50,000
2021-5	行方市白浜字中宿 行方市白浜字中宿 行方市白浜字中宿 行方市白浜字中宿	266番2 266番3 266番地2 266番地3	宅地 宅地 作業所 居宅	672.35 398.01 105.99 1F 102.27 2F 33.12	2,600,000	260,000
■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。 証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 TEL0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。 ■公売日前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課までご確認ください。						
【問い合わせ】収納対策課（麻生庁舎）TEL0299-72-0811						